

報道関係者 各位

平成31年4月18日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 宿里 明弘

(直通電話) 03-5403-2157

全日本海員組合（その2）不当労働行為再審査事件 （平成29年（不再）第51号）命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 荒木尚志）は、平成31年4月17日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 団体交渉における交渉事項「組合従業員規定の一部改定」は、義務的団体交渉事項に当たらないとされた事案 ～

海員組合と従業員組合との間で実施された団体交渉における団交事項の議題「組合従業員規定の一部改定」については、従業員組合の組合員らの労働条件及び権利等に関わる事項ではないことから、労組法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

I 当事者

- 1 再審査申立人 : 全日本海員組合従業員労働組合（従業員組合）（石川県内灘町）
組合員5人（平成28年7月現在）
- 2 再審査被申立人 : 全日本海員組合（海員組合）（東京都港区）
日本人組合員約2万人、外国人組合員約6万人（平成28年7月現在）

II 事案の概要

- 1 海員組合は、従業員組合に対し、海員組合の組合従業員規定の一部改定（本件一部改定）について意見書の提出を求めたところ、従業員組合は、本件一部改定について団体交渉により労使協議をするよう求め、平成28年3月14日、同年4月6日及び同月27日に団体交渉（それぞれ「第7回団交」、「第8回団交」及び「第9回団交」）が開催された。
本件は、本件団交における本件一部改定に関する海員組合の対応が、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事案。
- 2 初審石川県労委は、本件団交における海員組合の対応は不当労働行為に該当しないとして、救済申立てを棄却したところ、これを不服として、従業員組合が再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 争点1 本件団交における「本件一部改定」に関する交渉事項は、義務的団体交渉事項に当たるか。

ア 本件団交の経緯や交渉事項の記載を踏まえると、本件団交の交渉事項は、本件一部改定につき、就業規則の不利益変更にあたるかも含めた、具体的変更内容であったと認められる。

本件団交において、従業員組合は、本件一部改定の内容のうち、具体的な説明等を求めたのは、執行部員及び先任事務職等（執行部員等）に対して、時間外手当を支給しないとする規定を削除し、執行部員等の手当に時間外手当等の一部が含まれることとした執行部員等の時間外手当等に関する規定（時間外手当規定）である。そして、従業員組合は、時間外手当等の一部が含まれるとしたことが不利益変更にあたる見解に立ち、不利益変更であるかどうか繰り返し質問をするとともに、時間外手当規定が不利益変更か繰り返し質問し、本件一部改定前には執行部員手当等に時間外手当等が含まれていなかったもので、時間外手当等を支払うよう要求した。

ところで、執行部員手当及び役職手当は執行部員に対するもの、先任事務職員手当は先任事務職員に対するもの等であるところ、本件団交の申入れ時及び開催時において、従業員組合の組合員に執行部員等の職責にある者が在籍していたと認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本件一部改定のうち時間外手当規定は、従業員組合の組合員らの労働条件、権利等に関わる事項に当たらない。

また、執行部員手当等には時間外手当等の一部を含むとする本件一部改定が、従業員組合の組合員の給与等に影響を与えるものではなく、執行部員等の少なからぬ者が近い将来加入するというような事情が存するとも認められないことからすれば、執行部員等の時間外手当等に関する事項が将来にわたって従業員組合の組合員に影響を及ぼす可能性が大きいと認めることができず、従業員組合の組合員の労働条件との関わりが強い事項ともいえない。

したがって、本件団交において、従業員組合が取り上げた本件一部改定のうち執行部員等の時間外手当等に関する事項は、義務的団交事項に当たらない。

イ 従業員組合は、第8回団交及び第9回団交において、本件一部改定に関連して労働時間管理に関する事項については、従業員組合の組合員を含む他の従業員にも直接関係する事項である旨主張するが、本件団交を通じて、従業員組合が一貫して問題として取り上げていたのは、本件一部改定前に執行部員手当等に時間外手当等が含まれていたかということであり、それに関連して、労働時間管理に関する事項の質問がされている経緯からすると、労働時間管理に関する事項は、独立した交渉事項と認めることはできず、本件一部改定のうち執行部員等の時間外手当等に付随して質問及び要求されたものと認められるので、義務的団交事項に当たらない。

(2) 争点2 上記(1)で義務的団体交渉事項にあたる場合、本件団交における海員組合の対応は、労組法第7条2号の不当労働行為にあたるか。

本件一部改定は、義務的団交事項に当たらないのであるから、海員組合が誠実交渉義務を負うと解することはできない。

したがって、本件団交における海員組合の対応は、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為と認めることはできない。

【参考】

初審救済申立日 平成27年7月27日（石川県労委平成28年(不)第1号）
初審命令交付日 平成29年10月26日
再審査申立日 平成29年11月2日